

# 保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2014年  
3月26日(水)  
第107号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

## 東京自治労連主催

# 「新制度」条例化に向けた学習意思統一集會に19組織から78人参加 緊迫した意思統一行われる

「子ども子育て支援新制度」が2015年4月から実施されることにともない、区市町村が、6月議会、遅くとも9月議会での条例化に向けて、「子ども子育て支援新制度に関する学習意思統一集會」が開催され、東京自治労連以外の8単組を含め、78人が参加しました。疑問も出し合い、制度化に向けた緊迫した集會となりました。

児童福祉法24条第1項の区市町村の保育実施義務が残った一方で、「新制度」は直接契約制を導入し、保育に格差を持ち込み、保育の市場化も推進する内容であり、実施主体である区市町村がどのように制度化するかで、保育のあり方が大きく左右されます。また、東京においては、東京の保育水準を支えている「都区財政調整制度（23区）」、「子育て推進交付金（三多摩の市町村）」、「民間社会福祉施設サービス推進費補助（民間保育園）」を引き続き維持させることが重大な課題となっています。

遠藤保育部会長の司会ではじまり、荻原淳東京自治労連委員長が「この春も保育園に入れない親子が増え、2万4000人の待機児童がいる。安心して子育てができる環境づくりは、国と自治体の責務であり国民の権利でもある。新制度実施は財源が確保できない中、目前まで来ている。東京の保育水準を担保してきた都区財調、子育て推進交付金を継続させることが、区市町村の保育実施責任を追及、公的責任で保育を実施できるようにすることである。東京自治労連は全ての労働者と力を合わせ、悔いのない運動を進めていく」と主催者あいさつ。

次に、今井専門委員が東京自治労連方針（3/12決定）『子ども・子育て支援新制度』の条例化に向けた取り組みについて」を提起（後掲参照）。



## 保育と都区財政調整制度について学習

続いて、吉川貴夫特区連委員長「子ども子育て支援新制度と都区財政調整制度」と題して講演。「新制度は、お金の流れ、考え方が大きく変わる。保育所運営費は施設型給付になり、利用者個人に給付される。しかし、個人に給付されるのではなく法定代理受領として施設がかわって受けることになる。介護保険と同じである。今、保育士不足と言われている原因は、給料が安く働き手がないからである。新制度は財源が不十分で、保育士の配置基準の見直しでは、3歳の20：1を15：1にすることになったが、1・2歳や、4・5歳児に関しては見送りとなった。給与も、5%アップを考えていたが3%にとどまった。職員配置基準の表を見ると、国が12人に対し、都加算では17人、その上に区独自は一ある。革新都政になってから、公私格差是正制度を作り、質の高

い保育をめざし都独自の加算をしてきた。2006年から都基準がなくなったが、旧都加算が維持されている。新制度施工後も、『都区財政調整制度』『子育て推進交付金』『民間社会福祉施設サービス推進費補助』を維持させることが重要である。保育園の運営費は、特定財源（決まった事業にしか使えない）から、一般財源化（なんにでも使っても良い）となった。『新制度になっても民間委託するから関係ない』の考えは間違い。私立は、施設型給付の対象ではない為、今まで通り児童福祉法24条に則り、市町村から委託費として支払われる。都加算の役割と意義を訴える必要性が大きい。東京都を納得させなければならない。この問題ではどの市町村とも私立保育園とも共闘出来る。都の子育て会議では、都加算の継続の議論がされている議事録がない。これを、認めさせることが大事である。

## 「新制度」懇談の手引き、区市、議会宛ての要望書ヒナ型・リーフ説明

高橋保育副部長が「懇談の手引き」「要望書ヒナ型」など説明。「自治体当局も、まだ、『新制度』の中身をよくわかっていない。保育担当者は財調は分からず、財政担当者は新制度は分からない。それぞれの分野なので、自治体当局との懇談・要請の時は、双方との懇談が必要である。そのために、今日は、区職の三役にも呼びかけた」。

『新制度』懇談の手引き（①自治体当局、②自治体議会議員、③子ども・子育て委員、④保育関係者）等の説明のあと、最後に、「遊びの中でこそ子どもたちは成長する（豊かな遊びを大事にする保育）、公的責任の大切さ、この二つを肝に据えることだ」と強調しました。

## 質問・フロア発言

Q：認定こども園に切り替えるメリットはあるのか。

A：金銭的なインセンティブと言っているがインセンティブがわからない。基本的にはないと思っている。自治体の首町は国の権力に追随している人が多い。国が頼んだわけでもないのに先取りをして、自分を売り込みたい。議会から言われる面もある。

Q：新制度のもとにおける標準区の経費の算出がどこで割り出されるのか、スケジュール、メンバー等について。遊びの重要性について触れた東京新聞の記事について知りたい。

A：政治的判断をする大きな所で動いている。都区財調の担当者も全体を見てはいるが、一つ一つは分からない。

A：東京新聞は、3月15日付。何歳になったら何ができるという段階的な保育観だと、そこに到達するために教え込む保育になってしまう。熱中する遊びの中にこそ、発達につながる乳幼児期の遊びの大切さがある。

Q：学童保育の財調も同じ考えか。

A：全く同じ。むしろ、学童は法制化されていない分、影響は大きい。別枠で子ども子育て支援という別会計の枠の中に入ってしまう。

Q：予算が足りない中で本当にできるのか？墨田区では説明会があったが、10%消費税が上げればできると言っていた。

A：公立保育園は、すでに一般財源化になっているので、10/10自治体が負担している。民間は、消費税10%上げたときに同じ財布から、補助金として出す。内閣府は、財源確保は出来なくてもやると言っている。少しでもすすむからやったほうが良いという考え方

<すでに、運動をすすめている報告>

- ・世田谷区公的保育・福祉を守る実行委員会で5月議会に向けて署名に取り組んでいる。本日、3月23日、3駅で駅頭、署名活動を行っている。4月も3回実施計画あり。区職労は全面支援してくれている。

## 梅野保育部会事務局長、閉会あいさつ

「保育を左右する岐路に立たされている。単組で学習の取り組みをしてほしい。ありとあらゆる手段を使って、運動を進めてほしい」

# 「子ども・子育て支援新制度」の条例化に向けた取り組みについて

2014年3月12日 東京自治労連中央執行委員会

## はじめに

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」と表記）が、1年後の2015年4月から実施となります。児童福祉法24条第1項の区市町村の保育実施義務が残った一方で、直接契約制を導入し、保育に格差を持ち込み、保育の市場化も推進する内容であり、実施主体である区市町村がどのように制度化するかで、保育のあり方が大きく左右されます。

区市町村は、6月議会、遅くとも9月議会で「新制度」関連の条例を制定し、9月までに事業計画を策定します。したがって、4月、5月の時期に区市町村単位で当局、議会に対する運動に取り組むことが極めて重要です。

東京においては、「新制度」施行後も東京の保育水準を支えている「都区財政調整制度（23区）」、「子育て推進交付金（三多摩の市町村）」、「民間社会福祉施設サービス推進費補助（民間保育園）」を引き続き維持させることが重大な課題です。

保育を必要とする保護者は、認可保育園の増設とともに質の高い保育を求めています。このことに依拠し、認可保育園の中核であるとともに地域の子育ての拠点である公立保育園の意義に確信を持ち、公的保育制度の堅持・拡充、豊かな保育を支える職員配置・労働条件の向上を求め、区市町村における「新制度」の条例化、事業計画の策定に向けた運動に全力をあげましょう。

「新制度」とたたかい続けて3年余の思いを込めて、取り組みを推進しましょう。

## 1、「新制度」をめぐる動き

略

## 2、取り組みの目的と意義

- ① 幼保連携型認定こども園など直接契約の施設への誘導の動きと対峙し、児童福祉法24条第1項の「市町村の保育実施責任」を基本に据え、認可保育所整備を基本とした区市町村の事業計画の策定、どの施設・事業においても認可保育所の基準を基本とすることなどを求めています。株式会社参入に対しては、保育の質の低下の視点から厳しく批判します。
- ② 東京都の都区財政調整制度と子育て推進交付金を堅持させ、東京の現行保育水準を維持することをめざします。また、各区市の保育水準・保育料軽減のための独自施策を維持させることをめざします。

## 3、具体的取り組み

### (1) 学習を基礎に活動をすすめ、つながりを広げましょう

- ① 各単組保育園支部（分会・部会）で学習会を開催し、取り組みの意思統一をしましょう。東京自治労連が作成する学習リーフを活用し、職場ごと・ブロック等での学習会も開催しましょう。
- ② 保護者・地域住民に新制度の問題点と課題について知らせましょう。東京自治労連が片面のピラの版下を提供します。
- ③ 公的保育・福祉を守る実行委員会や保問協などで、共同した取り組みについて相談しましょう。運動の枠組みをさらに広げることも検討しましょう。

- ④ 民間保育園や幼稚園の訪問・懇談を行い、子ども子育て支援新制度についての問題意識を交流しましょう。
- ⑤ 各自治体の動向、運動等を東京自治労連に集約し、闘争委員会ニュースで伝え、取り組みの推進を図ります。

## **(2) 新制度の実施主体の区市町村に向けての運動をすすめましょう**

- ① 子ども子育て支援新制度に係わり、担当課と意見交換を行いましょう。
- ② 区・市独自の加算内容を調査し、それも踏まえつつ子ども子育て支援新制度の要望書ヒナ型を参考に、各自治体に沿った要望書に整理し、交渉を進めましょう。
- ③ 共同しての対区・市への要望や集会などに取り組みましょう。区・市議会各会派、「子ども・子育て会議」・委員と要望書にもとづき懇談しましょう。
- ④ 保護者や民主団体等と連携し、待機児童解消を認可保育園の増設で行うよう区市に向けた運動を進め、新制度事業計画にも反映させましょう。公立保育園の民営化の動きには反対する取り組みも進めましょう。

## **(3) 東京都に向けた運動をすすめましょう**

- ① 東京都の都区財政調整制度、子育て推進交付金を堅持させることについて、区・市から強力に意見をあげるよう要請・懇談しましょう。区・市議会意見書採択をめざしましょう。
- ② 東京自治労連として、4月11日に対都要請を行います。
- ③ 公的保育・福祉を守る東京実行委員会として、東京都、区長会・議長会、市長会・議長会に、都区財政調整制度、子育て推進交付金に係わり要請を行うよう協議します。また、都議会各会派との懇談もめざします。

## **(4) 国に向けての運動をすすめましょう**

- ① 給食費の実費徴収を許さない要請ハガキを、3月末をメドに進めます。
- ② 政府に対する要望事項を整理し、政府要請、地元選出国會議員への要請・懇談を行います。
- ③ 区・市議会、首長から国への意見書提出を求めます。

以上

**【傘下の 組織や保育関係者に配信・配布してください。】**